

2024年（令和6年）3月12日

藤沢市長
鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開制度運営審議会
会長 西 土 彰 一 郎

第19期藤沢市情報公開制度運営審議会の審議結果について（報告）

藤沢市情報公開制度運営審議会（以下「本審議会」）は、1986年（昭和61年）2月に藤沢市情報公開条例（当時の藤沢市情報公開条例（昭和60年）藤沢市条例第6号。同条例全面改正により、現在は平成13年6月25日条例第3号。以下「情報公開条例」）の制定とともに、情報公開条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく藤沢市長の附属機関として設置されました。

本審議会第19期（以下、「第19期審議会」）では、2022年（令和4年）4月から2024年（令和6年）3月まで、計8回の期日が開催され、前記設置目的に沿って審議してまいりました。第19期審議会は、前期に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、感染防止対策の実施など審議会運営事務局の協力を得ながら会議運営を行ってまいりました。また、会場出席だけでなく、zoomによるオンライン出席を併用した会議運営を実施いたしました。

各期日においては、主に四半期ごとの情報公開制度運営状況及び関連事項の報告を受け、情報公開制度運営における問題点の指摘や改善提案等について、審議・検討を行ってきました。第19期審議会における審議等の総括として、次のとおり報告いたします。

1 制度の運用状況

本市における情報公開制度の利用状況については、表1のとおり、令和4年度は、利用者数が4,014人、公開請求件数が114件、情報提供件数が3,278件となっています。令和5年度は、4月から12月までですが、利用者数が3,340人、公開請求件数が112件、情報提供件数が3,016件となっています。

また、公開請求の処理状況は、表2のとおりです。「取下げ」については、令和4年度の17件中9件及び令和5年度の8件中5件は、情報提供に切り替えることにより対応がなされました。

また、公開請求に対する諾否決定を行うまでに、請求対象が膨大である、情報公開条例上の非公開情報となる情報公開条例第6条各号の該当箇所特定に時間を要する、外部で保管している行政文書を取り寄せる、あるいは収集し取りまとめる等に相当の時間を要する等の理由により決定期間の延長を行った案件の状況は、表3のとおりです。

また、公開請求を行った請求者について、市内・市外等の内訳は、表4のとおりです。

さらに、情報公開請求に係る電子申請の利用状況の内訳は、表5のとおりです。

表1 情報公開制度の利用状況

年 度		利用者数 (人)	公開請求件数 (件)	情報提供件数 (件)	合 計 (件)
令和 4年度		4,014	114	3,278	3,392
	4月～12月	3,101	62	2,577	2,639
令和 5年度	4月～12月	3,340	112	3,016	3,128

表2 処理状況

(単位：件)

年 度		承諾	一部承諾	拒否	却下	取下げ	審査中	合 計
令和 4年度		17	56	24	0	17	0	114
	4月～12月	10	28	11	0	7	6	62
令和 5年度	4月～12月	35	53	10	0	8	6	112

表3 公開請求の延長件数及び延長総日数

年 度		延長件数 (件)	延長した場合の 決定までの合計日数 (日)	決定までの 平均日数 (日)
令和 4年度		11	421	38.3
	4月～12月	7	290	41.4
令和 5年度	4月～12月	7 (4)	272	38.9

※延長件数における括弧内の数字は、審査中のものを示す。

表4 公開請求の請求者内訳

(単位：件)

年 度	市内の個人	市内の法人 その他の団体	その他のもの	合 計
令和 4年度	33	2	79	114
4月～12月	25	1	36	62
令和 5年度	19	3	90	112
4月～12月				

表5 情報公開請求に係る電子申請の利用状況

(単位：件)

年 度	公開請求件数	電子申請数	公開請求件数のうち 電子申請数の割合
令和 4年度	114	14	12.3%
4月～12月	62	8	12.9%
令和 5年度	112	19	17.0%
4月～12月			

2 特筆すべき事項

第19期審議会では、事務局から毎回報告される情報公開制度の利用状況・処理状況、「拒否」・「一部承諾」事案の概略（これらの事案から懸念される事象も含む）、委員が関心をもった藤沢市情報公開審査会の答申内容、その他関連事項を討議対象にしながら、情報公開制度について、委員間で議論が行われました。行われた議論のうち、特筆すべき事項について、簡単に報告いたします。

(1) 抽象的な行政文書公開請求への対応について

[事案概要]

行政文書公開請求内容が抽象的であり、求めているもの及び担当課が特定できず、請求内容の補正を求めました。

[主な意見要旨]

運営上の改善について一部委員から意見がありました。

- ・実施機関と請求者間で、認識の不一致が生じないように、請求を受け付ける際は、請求内容の詳細な聞き取りを慎重に実施いただきたい。

(2) 視覚障がい者への公開方法について

[事案概要]

情報公開条例第15条2項の公開方法として文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別によって規則で定める方法により公開していました。視覚障がい者からの情報公開請求に対し、請求した文書を資料として利用するため実際に文書が欲しいという意向を受け、写しの交付を行いました。

[主な意見要旨]

一部委員から意見がありました。

- ・文字を読むことが難しい請求者へ公開する際に音声の提供や口頭で読み上げる、点字に起こす等配慮した公開方法を検討していただきたい。

(3) 行政文書諾否決定内容の名称について

承諾決定、一部承諾決定、拒否決定、却下という強い言葉が行政文書公開請求へのハードルを上げてしまうため公開、一部公開、非公開、申請不備という言葉で統一した方が、情報公開制度をより気軽に行うことができ

るのではないのでしょうかという意見が、一部委員から挙がりました。

(4) 市民相談情報課と他部署（実施機関）との連携について

本市における情報公開制度全般を担当している市民相談情報課と、実施機関である他部署との連携に関し、一部委員から意見がありました。請求文書の非公開事由該当性について、市民相談情報課の意見と実施機関の意見が相違した場合に、市民相談情報課と実施機関との間で協議及び検討を重ねた中でも、実施機関の判断で非公開とした事案がありました。

市民相談情報課は情報公開についての専門部署として、日々多くの請求に対応する中でさまざまな知見を蓄積しているのであり、実施機関が市民相談情報課の意見を十分に検討・尊重することなく請求文書を非公開とすることがあると、不適切な情報公開制度運営を招くだけでなく、情報公開制度の運営に対する信頼を損ねることにもなりかねないと危惧されます。

3 課題

(1) 音声データの保存期間について

藤沢市における行政文書は職務上作成又は取得した文書、図画及び電磁的記録であり、音声データも行政文書に該当しています。また、行政文書には保存期間が定められており、期間満了後に廃棄しています。

しかし、音声データには保存期間が明確に定められていません。会議録等の作成のために一時的に取得した音声データは作成後すぐに削除してしまっている場合があります。この場合、直近の会議録の音声データだとしても行政文書公開請求をされた際に削除済みによる不存在での拒否決定となってしまいます。一方、会議録の音声データが残っている場合は古いものでも公開の対象となります。

このような不一致を生じないようにするため、音声データの削除の基準を定め、実施機関内で管理を統一し、今後のより良い運営につなげることを期待します。

(2) 連絡不能の請求の対応

行政文書公開請求の受付方法は窓口、郵送、FAX 又は電子申請があります。以前、電子申請によって受付を行った際、行政文書公開請求書に

記載されている連絡先と連絡が取れない事案がありました。記載事項に漏れがある場合等は形式上の不備と扱い、請求者へ補正を求めることになっていますが、本件では連絡先の記載はされていたため形式上の不備として扱いませんでした。

このため、連絡先の記入がされていてもその連絡先が繋がらないのであれば、連絡先が無いとみなし、形式上の不備の一種として考えても良いのではないかという意見が一部委員から挙がりました。

また、組織的ないたずらや他人になりすました請求もありえるため対応方法の検討が必要と考えます。

本件は電子申請による行政文書公開請求であり、e-kanagawa 電子申請システムを利用していますが、現在はアカウント登録をせずとも電子申請が行えるので、請求時にできる限りアカウントを作成してもらうように案内することで、正しい連絡先を取得し、連絡先の不備を未然に防ぐことを期待します。

(3) 不存在理由の具体性

行政文書公開請求では、公開することができない部分を除いて公開する際、行政文書一部承諾決定通知書に公開することができない部分の内容及びその理由と該当する情報公開条例第6条各号を明記しています。

一方、請求対象文書が不存在である場合の公開することができない理由に抽象的なものが見受けられました。同じ文書不存在であっても、保存期間満了により廃棄済みであるため文書不存在、請求日時点で作成がされていないため文書不存在というように内容が大きく異なります。単に文書不存在とだけ回答するのは理由としてふさわしくないため、研修等で理由の示し方を周知していただくことを期待します。

(参考) 第19期情報公開制度運営審議会開催状況

回数	開催日	審議内容	出席数／ 総委員数
第1回	2022年5月25日	1 会長及び副会長の選任 2 審議会運営要領について 3 令和3年度藤沢市情報公開制度運用状況について 4 その他	7名／8名
第2回	2022年8月30日	1 第1回審議会会議録の確認について 2 令和4年度藤沢市情報公開制度運用状況 (4月～6月分)について 3 その他	8名／8名
第3回	2022年11月29日	1 第2回審議会会議録の確認について 2 令和4年度藤沢市情報公開制度運用状況 (7月～9月分)について 3 その他	8名／8名
第4回	2023年3月3日	1 第3回審議会会議録の確認について 2 令和4年度藤沢市情報公開制度運用状況 (10月～12月分)について 3 その他	8名／8名
第5回	2023年6月8日	1 第4回審議会会議録の確認について 2 令和4年度藤沢市情報公開制度運用状況について 3 令和3年度藤沢市情報公開制度運用状況との比較 4 その他	8名／8名
第6回	2023年8月21日	1 第5回審議会会議録の確認について 2 令和5年度藤沢市情報公開制度運用状況 (4月～6月分)について 3 行政文書公開請求に係る事務において請求者と 連絡が取れない場合の対応について 4 第19期藤沢市情報公開制度運営審議会報告書	7名／8名

		<p>について</p> <p>5 その他</p>	
第7回	2023年11月16日	<p>1 第6回審議会会議録の確認について</p> <p>2 令和5年度藤沢市情報公開制度運用状況 (7月～9月分)について</p> <p>3 防犯カメラに関する行政文書公開請求について</p> <p>4 第19期藤沢市情報公開制度運営審議会報告書 について</p> <p>5 その他</p>	8名／8名
第8回	2024年2月22日	<p>1 第7回審議会会議録の確認について</p> <p>2 令和5年度藤沢市情報公開制度運用状況 (10月～12月分)について</p> <p>3 第19期藤沢市情報公開制度運営審議会報告書 について</p> <p>4 その他</p>	7名／8名

第19期情報公開制度運営審議会委員名簿

氏 名	備考
副会長 井原綾子	弁護士
小林展大	弁護士
齋藤宙也	弁護士
関野豪星	公募委員
会長 西土彰一郎	成城大学法学部教授
柳瀬昇	日本大学法学部教授
山口力	公募委員
山下孝夫	公募委員